

防衛省組織令等の一部を改正する政令案要綱

第一 防衛省組織令の一部改正（第一条関係）

一 大臣官房米軍再編調整官を廃止するとともに、同官房の参事官の定数を七人から六人に改めること。

（第十条の四関係）

二 整備計画局建設制度官を新設するとともに、同局施設技術管理官を廃止すること。（第二十六条及び第

三十二条関係）

三 整備計画局施設技術管理官の廃止に伴い、同局サイバー整備課及び施設計画課並びに施設整備官及び提
供施設計画官の所掌事務を改めること。（第二十八条から第三十二条まで関係）

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 自衛隊法施行令の一部改正（第二条関係）

整備計画局建設制度官を新設するとともに、大臣官房米軍再編調整官及び整備計画局施設技術管理官を廃
止することに伴い、管理隊員の官職を改めること。（第五十一条の六関係）

第三 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正（第三条関係）

整備計画局建設制度官を新設するとともに、大臣官房米軍再編調整官及び整備計画局施設技術管理官を廃止することに伴い、俸給の特別調整額の対象官職を改めること。（別表第三関係）

第四 施行期日（附則関係）

この政令は、令和六年七月一日から施行すること。